

水環第399-1号  
令和7年9月8日

浄化槽管理者(使用者)様

埼玉県知事 大野 元裕  
神川町長 櫻澤 晃  
(公印省略)

## 埼玉県と神川町からの重要なお知らせ 浄化槽の定期検査の受検について

家庭や事務所から出る排水は、浄化槽で適切に浄化して放流する必要があり、浄化槽が正常に機能しているか確認するため、毎年、定期検査を受けることが法律で義務付けられています。

については、同封のハガキに必要事項を記入のうえ、令和7年10月8日までに投函してください。

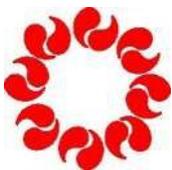
- ・所定の期日までにお申し込みがない場合、改めて御連絡を差し上げます。
- ・行政命令に従わない場合は罰則(30万円以下の過料)が科せられます。

なお、既にお申込みの方に、行き違いでこの通知が届いた場合は御容赦ください。

※1 検査手数料は5,000円(家庭用)です。

※2 埼玉県が指定した「一般社団法人 埼玉県浄化槽協会」が検査を行います。

### この通知に関するお問い合わせ先



埼玉県浄化槽定期検査コールセンター  
048-577-5431

- 音声ガイダンスで市町の番号案内が流れます。  
神川町は「1」の次に、「0」を押下してください。
- 受付時間 9:00~17:00(土日・祝日を除く。)

※開設期間 令和7年9月10日(水)~

令和7年12月5日(金)まで

【ハガキの記入例】



QRコードからも  
申込みます

水質に関する検査依頼書

年 月 日

記入日

埼玉県知事指定検査機関  
一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 へて  
浄化槽法(第7条・第11条)に規定する「水質に関する検査」を依頼します。

① 依頼者 ご住所 お名前 <small>(個人の場合は世帯主 法人等の場合は法人名)</small>	〒
	フリガナ <span style="float: right;">印</span>
② 連絡先	TEL ( ) 携帯番号
	FAX ( ) - -
③ 浄化槽の 設置場所	〒 <input type="checkbox"/> 上記住所と同じ場合の記入は不要です 埼玉県
④ 浄化槽情報	浄化槽の使用開始日 入居(予定)日 年 月 日
	処理方法 単独処理 ・ 合併処理
	浄化槽の規模(大きさ) 人槽

住所、氏名、  
電話番号を  
記入してください。

分かる範囲の記入で  
問題ありません。

⑤ 浄化槽法第 11 検査を継続依頼 (申し込み) します。

毎年検査に伺います。

○法人等の場合

⑥ 管理担当者の 連絡先	所属課所名	
	氏 名	
	T E L	( )

お問合せ番号	
備 考	埼玉県水環境課 ○○市 23-11

【ハガキの記載方法に関するお問合せ先】

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

電話 048-501-5707

(埼玉県知事指定 昭和62年9月22日付け指令環整第675号)

浄化槽管理者（使用者）様

埼玉県知事指定検査機関  
一般社団法人埼玉県浄化槽協会

### 浄化槽法定検査のご案内

浄化槽を設置すると「法定検査」「保守点検」「清掃」を定期的に行う必要があります。

このうち、『法定検査』は浄化槽法第7条<sup>※1</sup>及び第11条<sup>※2</sup>に定められており浄化槽管理者(使用者)は毎年1回、指定検査機関が実施する法定検査を受けることが義務づけられています。

法定検査のお申し込みは、下記の「水質に関する検査依頼書」を切り取り、必要事項をご記入の上、ご返送ください。なお、ホームページからもお申し込みいただけます。（裏面をご参照ください。）

また、検査手数料は、下記料金表をご確認ください。

#### ※1 【浄化槽法第7条検査（設置後の水質検査）手数料】

浄化槽の大きさ (処理対象人員)	10人槽以下	11～ 20人槽	21～ 50人槽	51～ 300人槽	301～ 500人槽	501人槽以上
検査手数料	13,000円	14,000円	16,000円	21,000円	23,000円	40,000円

#### ※2 【浄化槽法第11条検査（定期検査）手数料】

浄化槽の大きさ (処理対象人員)	10人槽以下	11～ 20人槽	21～ 50人槽	51～ 300人槽	301～ 500人槽	501人槽以上
検査手数料	5,000円	7,000円	10,000円	13,000円	15,000円	32,000円

※検査手数料は、埼玉県知事より告示された金額です。消費税はかかりません。

#### 浄化槽法定検査のご依頼（お申込み）控え

問い合わせ番号

①ご依頼者ご住所	〒		お名前	
②連絡先	TEL	( )	携帯電話番号	
	FAX	( )	—	
③浄化槽の設置場所 (①と同じ場合は不要です。)	〒			
	埼玉県			
④浄化槽情報	使用開始日・入居日		処理方法	
	年	月	日	単独処理 ・ 合併処理
⑤継続依頼（申し込み）	浄化槽法第11条検査については、埼玉県浄化槽設置指導要綱に基づき継続申し込みをした。			

お願い：下記の「水質に関する検査依頼書」に記入した内容を転記して『ご依頼（お申込み）控え』として大切に保管してください。

※ご提供いただいた個人情報、法定検査業務のみに使用し、他の目的には使用しません。

キ ャ ン ン

## 水質に関する検査依頼書

年 月 日

埼玉県知事指定検査機関  
一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 あて  
浄化槽法(第7条・第11条)に規定する「水質に関する検査」を依頼します。

① 依頼者住所 〒	フリガナ	〒	年	月	日
② 連絡先 TEL ( )	携帯電話番号	FAX ( )			
③ 設置場所の住所と名称					
④ 浄化槽情報 浄化槽の規模(大きさ)	人槽				

#### ⑤ 浄化槽法第11条検査について継続依頼(申し込み) します。

○法人等の場合

⑥ 管理担当者 連絡先	所属課所名	氏名	TEL ( )
お問合せ番号	令和7年度埼玉県水環境課 神川町①		

- ご記入にあたってのお願い
- ①ご依頼者ご住所、お名前は所有者や世帯主の情報をご記入ください。
  - ②検査日をお知らせしますので日中連絡がとれる番号をご記入ください。
  - ③依頼者と住所や名称が異なる場合にご記入ください。印字されている場合は内容をご確認の上、誤りがありましたら訂正してください。
  - ④浄化槽情報は、分かる範囲でご記入ください。
  - ⑤この依頼書は、埼玉県浄化槽設置指導要綱に基づき継続的な検査依頼を兼ねています。
  - ⑥検査日をお知らせしますので、当該施設の管理担当者の連絡先をご記入ください。
- ※お申込みには『情報保護シール』をご利用ください。

## 【指定検査機関が行う浄化槽法定検査】

### ① 申し込み（「スマートフォン・パソコン」または下記の「はがき」）

- ・浄化槽法第11条検査については、埼玉県浄化槽設置指導要綱  
次回以降のお手続きは不要です。



### ② 検査日の打合せ（当協会より検査実施日をお知らせします。）

- ・7条検査は原則お電話にてお知らせします。
- ・11条検査は原則おハガキにてお知らせします。
- ・検査日のハガキが届きましたら日時をご確認ください。
- ・検査日の日時の変更を希望される場合はお電話にてお知らせ



### ③ 法定検査の実施（浄化槽法で年に1回の受検が義務付けられています）



### ④ 検査結果の報告（検査結果は浄化槽管理者（お客様）及び行政機関へ）

- ・検査結果書をご郵送します。



※白濁云々の旨轄の行政機関へ  
検査結果を報告します。



#### 浄化槽管理者（お客様）

- ・検査結果を参考に引き続き適正な維持管理をお願いします。
- ・検査結果書の所見欄に指摘事項が記載されていた場合には  
保守点検業者・清掃業者・工事業者等と相談の上、改善して  
ください。

#### 行政機関

- ・検査結果を基に、必要に応じて浄化槽管理者（お客様）  
や保守点検業者、清掃業者に助言指導を行います。

※検査結果については行政機関に報告するとともに、浄化槽保守点検業者等に連絡することもあります。  
保守点検業者・清掃業者が検査結果を維持管理に役立てます。

#### 【スマートフォン・パソコンからの申し込み方法】

- ・右のQRコードでお申し込みが可能です。  
ホームページ <https://saijohkyo.or.jp/>
- ・ホームページからお申し込みの場合、  
「はがき」の投函は不要です。



#### 【指定検査機関連絡先】

名 称 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会  
法定検査部  
所 在 地 深谷市田谷11  
フリーアクセス 0800-800-4700  
(通話料はかかりません)  
電 話 048(501)5707  
F A X 048(501)5709  
受 付 時 間 8:15から17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

通信欄

浄化槽はありません。公共下水道に接続しました。  
住所：埼玉県〇〇市〇〇123-4  
氏名：埼玉 太郎  
電話：048-000-0000

【記入例】

浄化槽がない、または廃止した場合は通信欄にお名前、連絡先  
と浄化槽がない理由をご記入ください。この場合は、裏面の  
依頼者住所等の記入は不要です。

通信欄の記入について

通信欄

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

通信欄



料金受取人払郵便  
深谷局承認  
462

郵便はがき  
3668790

埼玉県深谷市田谷11  
一般社団法人  
埼玉県浄化槽協会  
法定検査部 行

差出有効期間  
2026年6月  
30日まで  
(切手不要)

# 浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です

法定検査は  
浄化槽の健康診断。  
毎年一回受けてね。



微生物の働きで  
汚水をきれいに  
します。

浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務付けられています

## 保守点検

装置の点検・調整  
消毒薬の補充など

## 維持管理

## 清掃

たまった汚泥や  
固形物の引き抜き

## 法定検査

(設置後の検査)  
(定期検査)

### ■ 設置後の検査 (浄化槽法第7条第1項)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。  
浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から5か月の間に行わなければなりません。

### ■ 定期検査 (浄化槽法第11条第1項)

維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する検査です。  
毎年1回行わなければなりません。

●保守点検は保守点検業者に、清掃は清掃業者に、法定検査は県が指定した指定検査機関に  
依頼してください。それぞれに費用(手数料)がかかります。

**法定検査を受けなくてよいという事業者は悪質な事業者です。  
気を付けましょう。**



# 法定検査受検のお手続

お申し込みは  
指定検査機関へ

## 指定検査機関

### (一社)埼玉県浄化槽協会

【法定検査部】 深谷市田谷11  
電話 048-501-5707  
【支所】 杉戸町清地5-4-10  
電話 0480-33-3535

### (一社)埼玉県環境検査研究協会

【土呂支所】 さいたま市北区土呂町1-50-4  
電話 048-778-8700  
【西部支所】 坂戸市八幡1-11-34  
電話 049-284-2911

- 浄化槽の設置場所の市町村によって、申込先が違います。
- 指定検査機関に直接電話又は申込ハガキ（検査依頼書）で申し込んでください。
- 契約している保守点検業者、清掃業者も申し込みを受け付けます。
- 資格を持った保守点検業者（指定採水員）は、法定検査の一部を行えます。

## 検査手数料

(消費税非課税)

対象処理人員	設置後の検査(7条)	定期検査(11条)
10人槽以下	13,000円	5,000円
11~20人槽	14,000円	7,000円
21~50人槽	16,000円	10,000円
51~300人槽	21,000円	13,000円
301~500人槽	23,000円	15,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円



埼玉県マスコット「コバトン」

## 浄化槽についての問い合わせ・依頼(申込)先

清掃業者…市町村ホームページ又は市町村の浄化槽担当課にお尋ねください。  
保守点検業者…県水環境課ホームページ又は水環境課・環境管理事務所にお尋ねください。  
指定検査機関…上記をご覧ください。

埼玉県環境部水環境課 ☎ 048-830-3083  
中央環境管理事務所 ☎ 048-822-5199  
西部環境管理事務所 ☎ 049-244-1250  
東松山環境管理事務所 ☎ 0493-23-4050  
秩父環境管理事務所 ☎ 0494-23-1511  
北部環境管理事務所 ☎ 048-523-2800  
越谷環境管理事務所 ☎ 048-966-2311  
東部環境管理事務所 ☎ 0480-34-4011  
各市町村浄化槽担当課

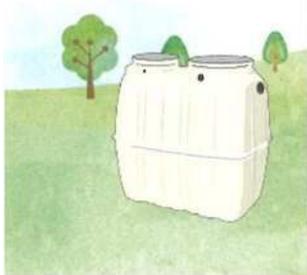
彩の国楽チン 浄化槽

Lite

# 一括契約制度

浄化槽管理の3大義務 **保守点検** **清掃** **法定検査** を一括管理！

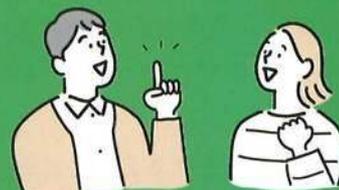
埼玉県生活環境保全協同組合がお客様との窓口業者となり、維持管理の3つの約束である保守点検・清掃・法定検査、それぞれの契約を1つの契約書で締結することができます。



## 個々での契約



## 彩の国楽チン浄化槽 一括契約制度



### 契約

保守点検業者、清掃業者、法定検査機関  
の3社とそれぞれ契約

窓口業者（埼玉県生活環境保全協同組合）  
1社でOK

### 支払い

保守点検業者、清掃業者、法定検査機関  
の3社それぞれに支払い

窓口業者（埼玉県生活環境保全協同組合）  
1社でOK  
※ 清掃費用に関しては従来通り

### 管理

保守点検業者、清掃業者、法定検査機関  
の3社それぞれに依頼し維持管理を行う

窓口業者（埼玉県生活環境保全協同組合）  
1社が保守点検、清掃、法定検査を総合的に管理

### 保守点検

浄化槽の点検・調整・修理を  
します



年4回  
以上実施

### 清掃

浄化槽内の汚泥を引き抜き、  
処理場へ搬送します



年1回  
以上実施

### 法定検査

浄化槽維持管理が適正に行われ  
ているかの機能診断と水質検査  
をします



年1回  
実施

## 浄化槽の維持管理 Q&A

**Q1** 保守点検業者が定期的に点検に来ています。それでも「法定検査」を受けないとダメですか。

**A1** 「法定検査」は年1回実施するよう義務付けられています。

「保守点検」は、浄化槽の装置を調整し、消毒薬を補充する作業で、浄化槽の機能を最大限に活かすために行います。車に例えると、日常点検や6か月点検、オイル交換に相当します。一方、「法定検査」は、浄化槽の総合的な診断を行い、処理水が適切に浄化されていることを確認します。車の「車検」に相当し、浄化槽は検査場まで持ち込めないため、資格を持った検査員（指定採水員）が自宅まで訪問して検査を行います。

法定検査の料金は、家庭用の浄化槽（10人槽以下）で5,000円（非課税）です。アパート、事業所などの11人槽以上の場合については、組合にお問い合わせください。

**Q2** 清掃は年1回以上必要ですか。

**A2** 必要です。

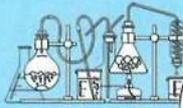
浄化槽内の微生物は汚水の汚れを分解します。しかし、使用中は、微生物の活動が活発化され余剰汚泥が蓄積されます。この汚泥が増えると、浄化槽の機能が低下し、悪臭が発生することがあります。臭いが感じられなくても、汚泥を引き抜かないと、取り除くのに高額な費用がかかることもあります。

**Q3** 一括契約をすると、これまでと何が変わりますか。

**A3** 浄化槽をより良い状態で使用でき、長持ちさせることができます。

通常は、浄化槽管理者（お客様）が法定検査の結果通知書を保守点検業者や清掃業者に提示します。一括契約の場合は、契約に基づき自動的に法定検査の結果や保守点検、清掃の状況といった情報が業者間で共有され、それぞれの業務に活かされるようになります。その結果、浄化槽の機能が常時発揮されるとともに、故障なく長く使用できることにつながります。

もっと詳しく！  
法定検査のおはなし



日本酒で  
検証！

### BODとは？

水質の汚染を示す指標の一つで、水の汚れ（有機物）を微生物が分解する際に必要な水中の酸素量の値です。BODの値が大きければ大きいほど、水質が悪いことがわかります。

### 保守点検

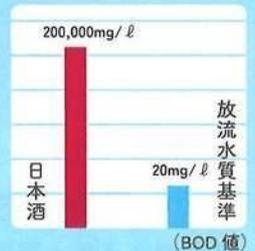
透明度はOK  
判定：異常なし



日本酒

### 法定検査

BOD 基準値超過  
判定：水質不良



法定検査は、保守点検だけでは分からない、水質の検査ができます。この結果を基に保守点検業者が機能調整や清掃の時期の見直し、浄化槽管理者（お客様）への生活排水のアドバイスを行うなど、より良い水質の確保に努めます。

埼玉県生活環境保全協同組合 は、浄化槽保守点検 の 県内唯一の団体です

埼玉県生活環境保全協同組合  
TEL: 048-711-6433  
FAX: 048-711-6843  
埼玉県さいたま市中央区大戸4丁目10番8号 ドミール大戸103号室

お問い合わせはお電話またはHPまで  
**048-711-6433**



重要書類在中

料金別納  
郵便

〒

様

お問い合わせ番号：

通知に関するお問合せ

〒366-0821

埼玉県深谷市田谷11

浄化槽定期検査コールセンター

**電話 048-577-5431**



コバトン  
さいたまっち

浄化槽の定期検査は

法律で義務づけられています

罰則 (30万円以下の過料) があります